佐賀市ビジネスプランコンテスト実施業務に係る事業企画募集要領

１　趣旨

　　この要領は、佐賀市が発注する「佐賀市ビジネスプランコンテスト実施業務」を受託する事業者（以下「受託者」という。）を選定するために実施する事業企画募集に関して必要な事項を定めるものとする。

２　業務目的

創業に関心のある者や新規事業に積極的に取り組む中小企業者を対象としたビジネスプランコンテストを実施し、プラン発表の機会を提供することで、地域活性化に寄与する事業者の掘り起こしを行う。また、ビジネスプランコンテストの実施によって、創業に関心の無い者に対し、創業に関する理解と関心を高め、創業機運の醸成を図ることを目的とする。

３　業務概要

　(1) 業務名

　　　佐賀市ビジネスプランコンテスト実施業務

　(2) 業務内容

　　　別紙「委託業務仕様書」のとおり

　(3) 委託料上限額

　　　４，０００，０００円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

　(4) 業務期間

　　　契約締結日から令和３年３月３１日（水）まで

４　提案参加要件

　(1) 参加資格

本事業企画に応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

①　佐賀市内に本店を置く法人その他の団体であること。

②　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

③　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

④　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）に抵触する行為を行っていない者であること。

⑤　企画提案書の提出期限までの間、佐賀市から指名停止等の措置を受けていない者であること。

⑥　市区町村税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

⑦　自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

　　⑧　過去５年以内に、国又は地方公共団体から受注した業務実績（創業支援等事業に関連するものに限る。）を有する者であること。

(2) 複数提案参加の禁止

提案参加者は、１つの提案のみとする。

(3) 業務の再委託

佐賀市の承諾を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に再委託させることができる。

　(4) 他の提案参加者の構成員となることの禁止

　　　すでに提案参加している者又は提案参加者の構成員（再委託事業者を含む。）となっている者は、他の提案参加者の構成員になることはできない。

５　スケジュール

　　公募から契約締結までのスケジュールは、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 期日 |
| 公募開始 | 令和２年７月３１日（金） |
| 質問の受付 | 令和２年８月　７日（金）１７時まで［必着］ |
| 質問の回答 | 令和２年８月１１日（火） |
| 企画提案書の提出 | 令和２年８月１８日（火）１７時まで［必着］ |
| 審査結果の通知 | 令和２年８月下旬［発送予定］ |
| 業務委託契約の締結 | 令和２年８月下旬［予定］ |

６　質問の受付及び回答

　(1) 提出書類

　　　質問書（様式第１号）

　(2) 提出期限

　　　令和２年８月７日（金）１７時まで［必着］

　(3) 提出方法

　　①　電子メールにより質問書を提出すること。

②　電子メールの件名は、「事業企画募集質問（佐賀市ビジネスプランコンテスト実施業務）」と入力すること。

③　受信確認のため、メール送信後に電話連絡をすること。

④　指定の様式によらない質問及び提出期限を過ぎた質問は、一切受け付けない。

　(4) 提出先

　　　佐賀市 経済部 工業振興課　［E-mail］kogyo@city.saga.lg.jp

［TEL］ 　0952-40-7108

　(5) 回答方法

①　質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、令和２年８月１１日（火）を目途に、佐賀市ホームページに掲載するとともに、電子メールにより回答する。

②　電子メールは、質問書に記載されたメールアドレス宛に送信する。

③　質疑応答集において、質問を行った事業者名は、公表しない。

④　質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対して電話により確認を行う。

７　企画提案書の提出

　(1) 提出書類

①　企画提案書（様式第２号）

②　企画書（任意様式）

ア　日本工業規格Ａ４判印刷で１０頁以内を目安とする。

イ　委託業務仕様書に基づき、提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色が分かりやすいものとすること。具体的には、別紙「審査基準」を参照の上、次の事項について記載すること。図表等を用いることも可とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 企画概要 | ○業務目的を勘案し、企画提案の考え方、コンセプト等について、簡潔に記載すること。 |
| 企画内容 | ○企画提案の具体的な内容等について、業務のポイント（別紙「審査基準」参照）に留意の上、記載すること。○提案者からの独自提案（特筆すべき事項）がある場合、具体的に記載すること。 |
| 実施体制 | ○企画提案を遂行する業務実施体制（人員配置を含む。）について記載すること。 |
| 工程表 | ○全体スケジュール及び業務の進行管理について記載すること。 |

　　③　業務実績表（様式第３号）

④　費用見積書（様式第４号）

※見積価格は、委託料上限額を超えないものとする。

⑤　積算内訳書（任意様式）

※上記④の見積に係る積算内訳が分かるもの

⑥　誓約書（様式第５号）

　(2) 提出部数

提出書類①～⑥は正本を各１部提出すること。

(3) 提出期限

　　令和２年８月１８日（火）１７時まで［必着］

(4) 提出方法

　　　持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までに必着とする。）

　(5) 提出先

　　　佐賀市 経済部 工業振興課

　　〒840-8501　佐賀市栄町１番１号（佐賀市役所本庁舎６階）

(6) 留意事項

　①　横書き、長辺綴じを標準とし、文字サイズは１０ポイント以上とすること。

　②　提案内容の要点が分かるよう、簡潔に記載すること。

　③　イラスト、図表等の使用は可とするが、制限枚数の範囲内に収めること。

　④　専門用語等を使用する場合、平易な用語による脚注を付記するなどの対応を行い、評価者が特段の専門的知識を有していなくても評価できる企画提案書を作成すること。

８　審査（受託候補者の選定）

(1) 審査方法

　①　審査は、書類審査による。

　②　審査は、佐賀市経済部による審査を経て順位を決定し、最も点数の高い提案者を受託候補者とする。

(2) 審査基準

　　　審査（評価）は、加算方式による総合評価方式で行い、審査の項目、視点等は、別紙「審査基準」のとおりとする。

　(3) 審査結果の通知

　　　審査結果は、すべての提案者の得点を明示した書面により、個別に通知する。なお、得点の内訳等の審査内容について説明を求めること及び審査結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

９　契約

　(1) 受託候補者選定後、受託候補者は事務局と業務の詳細について協議し、協議が整ったときは、速やかに契約の締結を行う。なお、契約対象となる業務内容は、企画提案書の内容に拘束されるものではない。また、提出された費用見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求める。

　(2) 協議が整わないとき又は受託候補者が参加資格の要件を欠いたときは、審査により順位付けされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

１０　失格

次のいずれかに該当するときは、失格とする場合がある。

(1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限等に適合しないとき。

(2) 本実施要領で定めた条件及び様式に適合しないとき。

(3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。

(4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(5) 契約までの間に、参加資格要件に定める要件を満たさなくなったとき。

(6) 審査に影響を与えるような不正行為があったとき。

(7) 著しく信義に反する行為があったとき。

１１　その他留意事項

(1) 本事業企画応募に係る経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書の返却はしない。

　(3) 提出された企画提案書は、提案者に無断で使用しない。ただし、本事業企画募集の手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲においては、企画提案書の複製、保存等を行う場合がある。

(4) 企画提案書の提出後、審査により受託候補者が選定されるまでは、辞退届（様式第６号）をもって申し出ることにより、辞退ができるものとする。

(5) 契約締結後に契約者が参加資格要件を満たしていないことが判明したとき又は財務状況の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき若しくは社会的信用を著しく損なうなど、受託者としてふさわしくないと認められるときは、佐賀市は契約を解除し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

１２　事務局

佐賀市 経済部 工業振興課 新工業団地推進室（担当：北島）

〒840-8501　佐賀市栄町１番１号（佐賀市役所本庁舎６階）

［TEL］　 0952-40-7108

［FAX］　 0952-40-7399

［E-mail］kogyo@city.saga.lg.jp